

一般社団法人 日本獣医腎泌尿器学会 認定医認定制度

2025年12月時点の規程・細則案

※認定審査委員会では、円滑な認定医制度の導入および運用を図るため、随時議論を重ね、必要に応じて軽微な修正を行っております。

なお、制度に大きな変更が生じた場合には、速やかに会員の皆様へ周知いたしますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

一般社団法人 日本獣医腎泌尿器学会 認定医認定制度 規程

(目的)

第1条

日本獣医腎泌尿器学会（以下「学会」という。）は、この規程により認定医認定制度（以下「認定医制度」という。）を定める。本制度は、獣医腎泌尿器学に関する臨床および研究の健全な発展と普及、ならびに学術の進歩を促進することで、人と動物の福祉および社会への貢献を目的とする。

(認定医制度の運用)

第2条

学会は、定款第1章第3条第3項に基づき、認定医制度を適正かつ円滑に運営するため、「学会認定審査委員会」（以下「認定審査委員会」という。）を設置する。

(認定資格の種類)

第3条

1. 学会は、以下の2種類の認定医を設ける。
 - (1) 日本獣医腎泌尿器学会認定医 (JAVNU-CV)
 - (2) 日本獣医腎泌尿器学会上級認定医 (JAVNU-CSV)
2. 日本獣医腎泌尿器学会認定医 (JAVNU-CV) (以下「JAVNU 認定医」という。)とは、腎泌尿器疾患の診断および治療に必要な基礎的知識を有すると認められた、本学会の正会員をいう。
3. 日本獣医腎泌尿器学会上級認定医 (JAVNU-CSV) (以下「JAVNU 上級認定医」という。)とは、JAVNU 認定医に必要とされる能力に加え、将来にわたり獣医腎泌尿器学分野のリーダーとして、学術の発展に積極的に寄与できると認められた、本学会の正会員をいう。
4. 各認定医の英語表記は以下のとおりとする。
 - (1) JAVNU 認定医：JAVNU-Certified Veterinarian
 - (2) JAVNU 上級認定医：JAVNU-Certified Senior Veterinarian

(認定審査委員会)

第4条

1. 学会は、第1条に掲げる目的を遂行するため、認定審査委員を設置し、必要な事項の審議および認定業務を所掌する。
2. 委員長は理事会の決議により選任され、委員は委員長の意向に基づいて選出され、理事会がこれを承認する。
3. 認定審査委員会は、細則に基づき、以下の業務を行う。
 - (1) 学会認定講習会に関する業務
 - (2) 認定医認定試験に関する業務
 - (3) 認定の審査および決定に関する業務
 - (4) 認定医の登録および認定証の交付に関する業務
 - (5) 認定医の資格更新に関する業務
 - (6) その他、当該制度の運用に必要な業務

(認定医認定試験)

第5条

1. 認定審査委員会は、JAVNU 認定医および JAVNU 上級認定医の認定にあたり、認定医認定試験を実施する。
2. 認定医認定試験の受験資格は、別途「認定医認定制度細則」に定める要件を満たした者とする。
3. 認定医認定試験の実施時期、方法、出題範囲、合格基準、認定審査料、その他の詳細については、別途「認定医認定試験細則」に定める。

(認定医の審査、申請、認定期間および更新)

第6条

1. 認定医認定試験に合格した者は、認定医取得申請を行うことにより、認定審査が開始される。
2. 認定審査に合格した場合、当該年度の翌年度 4 月 1 日付で認定され、認定の有効期間は 5 年間とする。なお、認定の有効期限は認定後 5 年目の 3 月 31 日までとする。
※ 本規程における「年度」とは、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間を指す。
3. 認定された者は学会に登録され、認定証が授与される。認定医の一覧は、学会ホームページ等で公表する。
4. JAVNU 認定医および JAVNU 上級認定医は、認定の失効前年度末までに、別途「認定医認定制度細則」に定める所定の更新申請を行うことにより、認定を更新することができる。

(認定医制度に関する公告)

第7条

認定医認定試験の実施日、申請手続き、更新方法等の詳細は、学会ホームページ上にて公告する。

(認定の喪失・取り消し)

第8条

1. JAVNU 認定医ならびに JAVNU 上級認定医は、以下の事由により資格を喪失する。
 - (1) 学会の会員資格を喪失した場合
 - (2) 認定医の資格を辞退した場合
 - (3) 所定の更新申請を行わなかった場合
2. 会長は、当該認定医がふさわしくない行為を行ったと判断される場合、理事会の議を経て、その資格を取り消すことができる。

補則

本規程の改正は、認定審査委員会の答申を受け、理事会の承認を経て行うものとする。

附則

この規程は、2026 年 4 月 1 日より施行する。

一般社団法人 日本獣医腎泌尿器学会 認定医認定制度 細則

(目的)

第1条

本細則は、「日本獣医腎泌尿器学会認定医認定制度規程」に基づき、制度の運用に必要な事項を定めることを目的とする。

(制度の継承と変更)

第2条

1. 本細則で定める認定医認定制度（以下「認定医制度」という。）は、任意団体としての日本獣医腎泌尿器学会（以下「学会」という。）において実施されていた認定医制度、および2026年3月31日までに実施されていた認定医制度を継承し、その制度内容を改定のうえ実施するものである。
2. 2026年3月31日以前の制度（任意団体として実施されていた認定医制度・上級認定医制度を含む）を「旧制度」とする。
3. 旧制度中に修得した業績実績単位および任意団体時代における会員歴は、2026年4月1日以降も本制度において有効とし、引き継がれるものとする。

(認定医プログラムへの参加)

第3条

認定医の取得を希望する者は、あらかじめ認定医プログラムに参加しなければならない。学会の正会員は、以下の書類を用意のうえ、WEB申請フォームまたは郵送により申請を行い、認定医プログラムに参加する。

表1. 認定医プログラム参加申請に必要な書類等

必要書類等	学会ホームページのWEB申請フォーム	
	日本獣医腎泌尿器学会認定医 (JAVNU-CV)	日本獣医腎泌尿器学会上級認定医 (JAVNU-CSV)
プログラム参加申請書	○ (様式1) *1	○ (様式2) *1
履歴書 (書式自由) *2	○	必要なし
獣医師免許証のコピー	○	必要なし
顔写真 (30mm × 24mm) *3	○	○
認定医制度参加申請料の納付書*4	○	○

*1：事務局へ郵送する場合、学会ホームページからダウンロードする
*2：WEB申請の場合はPDFで提出する
*3：スマートフォン撮影可 (JPEG/PNG形式)、本人が確認できる写真 (撮影後6ヶ月以内) を使用する
*4：申請者が振込手数料を負担する

(認定医の申請資格)

第4条：日本獣医腎泌尿器学会認定医 (JAVNU-CV)

日本獣医腎泌尿器学会認定医 (JAVNU-CV) (以下「JAVNU認定医」という。)の新規申請者は、申請時に以下すべての要件を満たしていなければならない。

1. 日本の獣医師免許を有すること
2. JAVNU認定医の申請日から遡り、3年以上継続して学会の会員であること
3. JAVNU認定医制度に参加後、学会学術集会に3回以上参加していること
4. JAVNU認定医制度に参加後、学会認定講習会に10回以上参加していること
5. JAVNU認定医制度に参加後、JAVNU認定医を申請する日から遡って5年以内に、表2に定める業績実績単位を13単位以上取得していること
6. 上記1～5を満たした後に、認定医認定試験に合格していること

第5条：日本獣医腎泌尿器学会上級認定医（JAVNU-CSV）

日本獣医腎泌尿器学会上級認定医（JAVNU-CSV）（以下「JAVNU 上級認定医」という。）の新規申請者は、申請時に以下すべての要件を満たしていなければならない。

1. JAVNU 認定医資格を有していること
2. JAVNU 上級認定医の申請日から遡り、6年以上継続して学会の会員であること
3. JAVNU 上級認定医制度に参加後、学会学術集會に3回以上参加していること
4. JAVNU 上級認定医制度に参加後、学会認定講習會に15回以上参加していること
5. JAVNU 上級認定医制度に参加後、学会学術集會にて口頭発表を1回以上行っていること
6. JAVNU 上級認定医制度に参加後、獣医腎泌尿器学に関連する内容について、本学会学術誌、日本獣医師会雑誌、PubMed 収載誌のいずれかに、筆頭著者または責任著者として1報以上の論文を発表していること
※ 発表内容については、認定審査委員会が審査する
7. JAVNU 上級認定医制度に参加後、JAVNU 上級認定医を申請する日から遡って6年以内に、表2に定める業績実績単位を20単位以上取得していること
8. 上記1～7を満たした後に、認定医認定試験に合格していること

表2. 新規認定に必要な業績実績単位

	JAVNU 認定医	JAVNU 上級認定医	備考
必要単位数	13 単位	20 単位	
学術集會参加単位	3 単位以上		1 回の参加毎に 1 単位付与
学会認定講習會への参加単位	10 単位以上	15 単位以上	1 回の参加毎に 1 単位付与
学術集會での発表単位（筆頭発表）	必要なし	1 単位以上	発表 1 回につき 1 単位付与

（認定医認定試験）

第6条

認定医認定試験に関する事項は、別途「認定医認定試験細則」に定める。

（認定医の更新要件）

第7条

認定医の更新申請者は、以下のすべての要件を満たしていなければならない。

1. 該当する認定医資格（JAVNU 認定医または JAVNU 上級認定医）を有していること
2. 前回の認定医取得後（または更新後）、継続して会員資格を維持し、会費を納入していること
3. 前回の認定医取得後（または更新後）、本学会学術集會に3回以上参加していること
4. 認定期間内に、表3に定める業績実績単位を、JAVNU 認定医は13単位以上、JAVNU 上級認定医は14単位以上取得していること
5. JAVNU 上級認定医として更新を申請する場合、前回の認定医取得（または更新）後、本学会学術集會にて口頭発表を1回以上行っていること

表 3. 認定更新に必要な業績実績単位

	JAVNU 認定医	JAVNU 上級認定医	備考
必要単位数	13 単位	14 単位	
学術集会参加単位	3 単位以上		1 回の参加毎に 1 単位付与
学会認定講習会への参加単位	10 単位以上		1 回の参加毎に 1 単位付与
学術集会での発表単位（筆頭発表）	必要なし	1 単位以上	発表 1 回につき 1 単位付与

（認定審査）

第 8 条

認定審査は、申請者の提出した申請書類または WEB 申請フォーム（取得単位、費用の納付状況等を含む）に基づき開始され、認定審査委員会が実施する。

（認定医プログラムのカリキュラム）

第 9 条

認定講習会は、以下に示すカリキュラムに基づいて実施される。

1. 泌尿器の発生とその異常および解剖・組織
2. 腎泌尿器の生理機能とその異常
3. 腎泌尿器病の診断 1：臨床徴候および腎機能検査
4. 腎泌尿器病の診断 2：尿検査
5. 腎泌尿器の画像診断 1
6. 腎泌尿器の画像診断 2
7. 腎泌尿器系の病理組織診断 1：細胞診、腎生検
8. 腎泌尿器系の病理組織診断 2：組織診
9. 先天性の腎尿路奇形と遺伝性腎疾患
10. 腎臓の病気 1：急性腎障害
11. 腎臓の病気 2：慢性腎臓病
12. 腎臓の病気 3：尿細管間質疾患、中毒・薬剤性腎障害
13. 腎臓の病気 4：尿細管間質疾患、嚢胞性腎疾患
14. 尿石症 1
15. 尿石症 2
16. ネコの下部尿路疾患
17. 尿路感染症
18. 排尿障害
19. 前立腺疾患
20. イヌとネコにおける泌尿器の腫瘍 1
21. イヌとネコにおける泌尿器の腫瘍 2
22. 腎泌尿器疾患の一般的治療法 1：食事療法、薬物療法
23. 腎泌尿器疾患の一般的治療法 2：透析、腎移植
24. 腎泌尿器の外科手術 1：腎臓、尿管
25. 腎泌尿器の外科手術 2：膀胱、前立腺、尿道
26. 腎泌尿器の外科手術 3：膀胱、前立腺、尿道
27. 時事トピック（1～4 回、状況に併せて実施する）

(費用および申請方法)

第10条

認定医制度に関する各種費用は次のとおりとする。

1. プログラム参加費：10,000円 (JAVNU 認定医)、20,000円 (JAVNU 上級認定医)
2. 認定医取得申請料：12,000円 (返金不可、申請期間は毎年2月1日～末日)
3. 認定証交付料：8,000円 (任意)
4. 更新料：12,000円 (更新申請期間は毎年2月1日～末日)
5. 認定証更新交付料：8,000円 (任意)
6. 認定医認定試験料：別途「認定医認定試験細則」に定める

(特例措置)

第11条

1. 制度の区分：本規定では、2026年4月1日以降に実施する認定医制度を「新制度」、それ以前の制度 (旧認定医制度・旧上級認定医制度を含む) を「旧制度」という
2. 受験資格の移行：旧制度プログラム参加者のうち、認定医認定試験の受験資格を有する者は、2026年4月1日以降に新制度試験の受験が可能となる
3. 旧制度対象者への特例措置
新制度開始時点で旧制度の認定医プログラム参加者または認定医 (上級認定医を含む) である会員には、以下の特例を適応する
 - 1) 2023年度 (第1期) および2024年度 (第2期) に認定された認定医の認定期間を2030年3月まで延長する。
 - 2) 2020～2025年度に認定医プログラムに参加した会員については、参加から8年間の旧制度サポート期間を確保する。
 - 3) 旧制度サポート期間中に旧制度の認定医資格を取得した会員には、「認定医 (2020～*年度教育プログラム)」と記載されたに認定証を交付する (*には認定医取得年度を記載)。この際、当該認定が「広告制限対象である」旨を文面で明記・周知する。
 - 4) 旧制度認定医は、サポート期間内に新制度の認定医認定試験に合格することで、新制度の「JAVNU 認定医」に移行する。
 - 5) 旧制度のサポート期間終了後、新制度の試験を未受験の旧制度認定医に対しては「2020～*年度 日本獣医腎泌尿器学会 認定医制度教育プログラム修了証」を発行する (*には認定医取得年度を記載)。このプログラム修了者は新制度の試験に合格することで、新制度の JAVNU 認定医に移行する。
 - 6) 3)～5) に係る証書の発行費用ならびに受験料を学会が負担する、受験回数に制限を設けない。
 - 7) 旧上級認定医制度に関しても、上記旧制度認定医に関する特例措置の規定を準用する。
 - 8) 旧制度の認定医またはそのプログラム修了者が、新制度の「基礎」試験 (正答率60%程度) に合格した場合は、新制度における「JAVNU 認定医」として移行を認める。
 - 9) 旧制度の上級認定医またはそのプログラム修了者が、「基礎」試験 (正答率75%程度) および「症例」試験 (正答率70%程度) の両方に合格した場合は、「JAVNU 上級認定医」として移行を認める。また、「基礎」試験 (正答率60%程度) のみ合格した場合は、「JAVNU 認定医」への移行を認める。
 - 10) 上記のいずれの場合も、認定期間は合格年度の翌年度4月1日から開始し、以降の認定更新は新制度の規定に準拠するものとする。

11) その他の個別案件については、認定審査委員会において審議・決定するものとする。

補則

本細則の改正は、認定審査委員会の答申を受け、理事会の承認を経て行うものとする。

附則

この細則は、2026年4月1日より施行する。

一般社団法人 日本獣医腎泌尿器学会 認定医認定試験 細則

(目的)

第1条

本細則は、「日本獣医腎泌尿器学会認定医認定医制度規程」に基づき、認定医認定試験（以下「認定試験」という。）の運用に必要な事項を定めることを目的とする。

(実施時期)

第2条

認定試験は、原則として年1回実施する。

(試験方法)

第3条

日本獣医腎泌尿器学会認定医（JAVNU-CV）（以下 JAVNU 認定医という。）または日本獣医腎泌尿器学会上級認定医（JAVNU-CSV）（以下 JAVNU 上級認定医という。）を目指す会員を対象とする。認定試験は、以下の構成により実施する。

1. JAVNU 認定医：基礎問題（多肢選択式、小問 50 題程度）、試験時間 90 分
2. JAVNU 上級認定医：症例問題（多肢選択式、大問 3～10 題程度、各大問に数問の小問を含む）、試験時間 45 分

(出題範囲、出題内容)

第4条：出題範囲

出題範囲は以下のとおりとする。

1. 認定講習会のカリキュラム 1～27（別紙 1 参照）
2. イヌとネコの腎泌尿器病学（別紙 2 参照）

第5条：出題内容

出題内容は以下のとおりとする。

1. 書籍「イヌとネコの腎泌尿器病学」の内容を重視する（別紙 1、2 参照）
2. イヌとネコの腎泌尿器病学の内容に対応する認定講習会の各カリキュラムから、1～3 題程度を出題する
3. JAVNU 上級認定医のみ、腎泌尿器疾患症例の診断・治療等に関する症例問題を出題する

(合格基準)

第6条

以下の基準を満たした者を合格とする。

1. JAVNU 認定医：基礎問題の正答率が概ね 60%以上であること
2. JAVNU 上級認定医：症例問題の正答率が概ね 70%以上であること

※ なお、問題の難易度を鑑みて、得点調整を行う場合がある。

(受験資格)

第7条

「認定医認定制度細則」第4条または第5条に定める要件をすべて満たしていることとする。ただし、試験日と同日に学術集会が開催される場合は、当該学術集会への参加を受験資格に必要な単位として認める。学術集会への参加が確認できない場合、当該試験の受験結果は無効とする。

※ 2026年3月31日以前に認定医プログラムに参加した会員には、「認定医認定制度細則」第11条に基づく特例措置が適用される。

(受験料)

第8条

受験料は以下のとおりとし、申請時に納付するものとする。

1. JAVNU 認定医：10,000円
2. JAVNU 上級認定医：20,000円

※ 2026年4月以前に認定医プログラムに参加した会員には、「認定医認定制度細則」第11条に基づく特例措置が適用される。

(合格発表)

第9条

合格者の受験番号は、試験日から1か月以内を目途に、学会ホームページ上にて発表する。

(再受験)

第10条

不合格者は翌年以降に再受験することができる。再受験の回数制限は設けない。

補則

本細則の見直しおよび改訂は、認定審査委員会の決定により行う。

附則

この細則は、2026年4月1日より施行する。

別紙1 認定講習会のカリキュラム

- | | |
|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 1. 泌尿器の発生とその異常および解剖・
組織 | 15. 尿石症 2 |
| 2. 腎泌尿器の生理機能とその異常 | 16. ネコの下部尿路疾患 |
| 3. 腎泌尿器病の診断 1：臨床徴候および
腎機能検査 | 17. 尿路感染症 |
| 4. 腎泌尿器病の診断 2：尿検査 | 18. 排尿障害 |
| 5. 腎泌尿器の画像診断 1 | 19. 前立腺疾患 |
| 6. 腎泌尿器の画像診断 2 | 20. イヌとネコにおける泌尿器の腫瘍 1 |
| 7. 腎泌尿器系の病理組織診断 1：細胞診、
腎生検 | 21. イヌとネコにおける泌尿器の腫瘍 2 |
| 8. 腎泌尿器系の病理組織診断 2：組織診 | 22. 腎泌尿器疾患の一般的治療法 1：食事
療法、薬物療法 |
| 9. 先天性の腎尿路奇形と遺伝性腎疾患 | 23. 腎泌尿器疾患の一般的治療法 2：透析、
腎移植 |
| 10. 腎臓の病気 1：急性腎障害 | 24. 腎泌尿器の外科手術 1：腎臓、尿管 |
| 11. 腎臓の病気 2：慢性腎臓病 | 25. 腎泌尿器の外科手術 2：膀胱、前立腺、
尿道 |
| 12. 腎臓の病気 3：尿細管間質疾患、中毒・
薬剤性腎障害 | 26. 腎泌尿器の外科手術 3：膀胱、前立腺、
尿道 |
| 13. 腎臓の病気 4：尿細管間質疾患、嚢胞性
腎疾患 | 27. 時事トピック（1～4回、状況に併せて
実施する） |
| 14. 尿石症 1 | |

別紙2 イヌとネコの腎泌尿器病学の内容

- 第1章 泌尿器の発生とその異常および解剖・組織
 - 1. 泌尿器の発生とその異常
 - 2. 泌尿器の総論、腎臓の形態
 - 3. 腎臓の組織構造
 - 4. 尿管、膀胱の形態
 - 5. 尿道の形態
- 第2章 腎泌尿器の生理機能とその異常
 - 1. 濾過機能
 - 2. 尿細管機能
 - 3. 内分泌機能
- 第3章 腎泌尿器病の診断
 - 1. 稟告
 - 2. 腎泌尿器病の臨床徴候
 - 3. 血液検査
 - 4. 尿検査
 - 5. 尿中バイオマーカー
 - 6. 腎機能検査
 - 7. 尿の細菌培養と薬剤感受性試験
 - 8. 前立腺液のサンプリング法と分析
- 第4章 腎泌尿器の画像検査
 - 1. 各種モダリティの診断的意義
 - 2. 上部尿路の評価法
 - 3. 造影X線検査法
 - 4. 腹部X線検査と腎泌尿器の造影検査
 - 5. 内視鏡検査
- 第5章 腎泌尿器系の病理組織診断
 - 1. 細胞診
 - 2. 腎生検（コア生検）
- 第6章 先天性の腎尿路奇形と遺伝性腎疾患
 - 1. イントロダクション
 - 2. 腎臓の発生
 - 3. 疾患の定義
 - 4. 病因
- 第7章 腎臓の病気
 - 1. 急性腎障害
 - 2. 慢性腎臓病
 - 3. 糸球体疾患
 - 4. 尿細管間質疾患
 - 5. 中毒・薬剤性腎障害
 - 6. 嚢胞性腎疾患
- 第8章 尿石症
 - 1. 尿石症の定義
 - 2. 尿石症の症状と診断
 - 3. ストルバイト尿石症
 - 4. シュウ酸カルシウム尿石症
 - 5. プリン体尿石症
 - 6. シスチン尿石症
 - 7. その他の尿石症
- 第9章 ネコの下部尿路疾患
 - 1. イントロダクション
 - 2. ネコの特発性膀胱炎
- 第10章 尿路感染症
 - 1. 上部尿路感染症
 - 2. 下部尿路感染症
- 第11章 排尿障害
 - 1. 排尿障害：総論
 - 2. 各論：神経原性排尿障害
 - 3. 各論：非神経原性排尿障害
 - 4. その他の排尿障害
- 第12章 前立腺疾患
 - 1. 前立腺の解剖生理学
 - 2. 前立腺過形成
 - 3. 前立腺嚢胞・前立腺炎・前立腺膿瘍
- 第13章 イヌとネコにおける泌尿器の腫瘍
 - 1. イヌの腎臓の腫瘍
 - 2. ネコの腎臓の腫瘍
 - 3. 尿管原発腫瘍
 - 4. イヌの膀胱原発腫瘍
 - 5. ネコの膀胱原発腫瘍
 - 6. 尿道原発腫瘍
- 第14章 腎泌尿器疾患の一般的治療法
 - 1. 食事療法の基礎
 - 2. 慢性腎疾患の薬物療法
 - 3. 腹膜透析
 - 4. 血液透析
 - 5. 腎移植
- 第15章 腎泌尿器の外科手術
 - 1. 腎臓の外科手術
 - 2. 尿管の外科手術
 - 3. 膀胱の外科手術
 - 4. 前立腺の外科手術
 - 5. 尿道の外科手術